

登録会員規程

第1章 総則

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、国際陸上競技連盟（以下 I A A F という）並びに本連盟が定めるすべての規約に従わなければならない。

- 2 登録会員は、本連盟倫理に関するガイドラインを守り、陸上競技及び本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。
- 3 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

(登録会員の肖像使用)

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規則に従うものとする。

第2章 登録手続き

(都道府県陸協)

第4条 本連盟定款細則第2条に定める団体をいう。

(加入団体)

第5条 本連盟定款細則第4条に定める団体をいう。

- 2 定款細則第4条1項に定める拠点とは、連絡先住所を有し、実質的な活動を行っている場所とする。
- 3 定款細則4条1項に関わらず、中学、高校、大学は5名未満でも加入団体を組織することができる。

(登録の種類)

第6条 団体登録 : 加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となる。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する加入団体名となる。

個人登録 : 個人でおこなう登録。個人登録会員は居住、もしくは勤務している地域の都道

府県陸協の所属となる。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する都道府県陸協名となる。

中学生登録：日本中学校体育連盟（以下中体連という）登録競技者

高校生登録：全国高等学校体育連盟（以下高体連という）陸上競技部および定通制部登録競技者

大学生登録：日本学生陸上競技連合（以下日本学連という）登録者。日本学連加盟校の学生の登録は、次のうちのいずれか一つの都道府県陸協を選択する。

- (1) 出身高等学校所在地
- (2) 大学所在地（大学所在地が複数の都道府県にまたがる場合は学生の在学している学部、学科のある都道府県）
- (3) 居住地

（登録の期間）

第7条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月24日までとする。

（二重登録の制限）

第8条 同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県陸協に登録することもできない。

ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

（所属の変更）

第9条 登録会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。

ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

（登録の手続き）

第10条 本連盟が定める所定の手続きにより登録を行う。

（外国人の登録）

第11条 日本に居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。ただし、中学生登録、高校生登録、大学生登録に関しては、中体連、高体連、日本学連の規程による。外国人の登録は、本来所属すべき国またはテリトリー（領土）の陸上競技連盟の事前承認なしに登録することはできない。

第3章 競技会の出場

(国内競技会への出場)

第12条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第13条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、IAAF競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

第14条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸協、都道府県陸協並びに所属加入団体以外
のものを代表して競技会に参加することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び
全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

第4章 個人情報

(登録会員の個人情報)

第15条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・
公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

第5章 登録会員に対する処分

(登録会員に対する処分)

第16条 登録会員が本規程第2条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

- 2 前項に基づく登録会員の処分を審査、決定するために、資格審査委員会を設けるものとする。

附則 2013年3月12日改定